

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	中頓別町国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中頓別町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険に関する事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等の対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

北海道中頓別町

公表日

令和7年7月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	本事務は、国民健康保険法に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的として、市町村が保険者となり、被保険者の届出による資格の特異・変更事務、保険給付事務及びその他国民健康保険法に関連する事務、並びに地方税法及びその他の法律等に基づき、国民健康保険税の賦課・徴収・減免・軽減事務を行うものである。 中頃別町は、国民健康保険の適正かつ効率的な運営のため、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）（平成25年5月31日法律第27号）の規定により、特定個人情報を取り扱う。 ①国民健康保険被保険者資格の管理に関する事務 ②国民健康保険に係る証明書の発行に関する事務 ③国民健康保険者台帳の照会に関する事務 ④国民健康保険者を対象とした保健事業に関する事務 ⑤国民健康保険の賦課決定等に関する事務 ⑥年金保険者に対する特別徴収に関する事務 ⑦非自発的失業者に係る保険税の軽減に関する事務 ⑧収納管理・滞付処理に関する事務 ⑨収納情報に基づく納税証明書等の発行に関する事務
③システムの名称	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合（国保集約）システム（*）」という。）* 国保総合（国保集約）システムは、国保連合会に設置
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル、収納情報ファイル、宛名管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項 別表 44の項 番号法第9条第2項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法第9条第1項 別表 44の項 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	＜情報照会＞ ・番号法第19条第8号及び同号に基づく主務省令 第2条の表 69、70、71の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第71条、第72条、第73条 ＜情報提供＞ ・番号法第19条第8号及び同号に基づく主務省令 第2条の表 1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、116、125、131、137、141、145、156の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	中頃別町保健福祉課（資格、給付）、総務課（保険税）
②所属長の役職名	保健福祉課長、総務課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	中頓別町（保健福祉課保健福祉グループ） 北海道枝幸郡中頓別町字中頓別175番地 01634-6-1995
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	中頓別町（保健福祉課保健福祉グループ） 北海道枝幸郡中頓別町字中頓別175番地 01634-6-1995
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
		いつ時点の計数か 令和7年7月31日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
		いつ時点の計数か 令和7年7月31日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
[] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
[] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーの記載のある申請書等の取扱いがあるが、システム入力の際は任意から連携されたデータを使用するため人為的ミスが起こる可能性は極めて低い。また、当該申請書等は施設できる書棚等に保管を徹底しているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じての提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報に含まれる申請書等は、施設できる書棚等に保管を徹底している。また、同情報を記録・管理しているシステム等については、各職員のICカード及びパスワードによる認証が必要となっており、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	保健福祉課長 吉田智一、総務課長 遠藤義一	保健福祉課長 吉田智一、総務課長 小林嘉仁	事後	人事異動による
令和1年6月24日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年8月31日時点	2019年5月31日時点	事後	対象人数の見直しをしたため
令和1年6月24日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年8月31日時点	2019年5月31日時点	事後	
令和4年2月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	本事務は、国民健康保険法に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的として、市町村が保険者となり、被保険者の届出による資格の得喪・変更事務、保険給付事務、その他国民健康保険法に関連する事務、及び地方税法及びその他の法律等に基づき、国民健康保険税の賦課・徴収・減免・軽減事務を行うものである。	本事務は、国民健康保険法に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的として、市町村が保険者となり、被保険者の届出による資格の得喪・変更事務、保険給付事務及びその他国民健康保険法に関連する事務、並びに地方税法及びその他の法律等に基づき、国民健康保険税の賦課・徴収・減免・軽減事務を行うものである。	事後	脱字及び誤記の訂正
令和4年2月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる連携 ②法令上の根拠	[情報提供の根拠] 番号法第19条第7号別表第二項1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120、 [情報照会の根拠] 番号法第19条第7号別表第二項27、42、43、44、45	[情報提供の根拠] 番号法第19条第8号別表第二項1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120 [情報照会の根拠] 番号法第19条第8号別表第二項27、42、43、44、45	事後	法改正による訂正
令和4年2月28日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署	保健福祉課長 吉田智一、総務課長 小林嘉仁	保健福祉課長、総務課長	事後	役職名のみへ変更
令和4年2月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和1年5月31日時点	令和4年1月31日時点	事後	
令和4年2月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年5月31日時点	令和4年1月31日時点	事後	
令和7年7月31日	I 関連情報 1. 得意個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	総合行政(国民健康保険)システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。)*国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置	国民健康保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。)*国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置	事後	
令和7年7月31日	I 関連情報 3. ②法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用の範囲)及び別表第一項16、30 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表 44の項 番号法第9条第2項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法第9条第1項 別表 44の項 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和7年7月31日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・別表第二における情報照会の根拠 なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない) ・別表第二における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120)	＜情報照会＞ ・番号法第19条第8号及び同号に基づく主務省令 第2条の表 69、70、71の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第71条、第72条、第73条 ＜情報提供＞ ・番号法第19条第8号及び同号に基づく主務省令 第2条の表 1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、116、125、131、137、141、145、156の項 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和7年7月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年1月31日時点	令和7年7月31日時点	事後	
令和7年7月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年1月31日時点	令和7年7月31日時点	事後	
令和7年7月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	追加記載	十分である	事後	
令和7年7月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	追加記載	マイナンバーの記載のある申請書等の取扱いがあるが、システム入力の際は住基から連携されたデータを使用するため人為的ミスが起こる可能性は極めて低い。また、当該申請書等は施錠できる書棚等に保管を徹底しているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年7月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	追加記載	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年7月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	追加記載	マイナンバーの記載のある申請書等の取扱いがあるが、システム入力の際は住基から連携されたデータを使用するため人為的ミスが起こる可能性は極めて低い。また、当該申請書等は施錠できる書棚等に保管を徹底しているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年7月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	追加記載	十分である	事後	
令和7年7月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	追加記載	特定個人情報が含まれる申請書等は、施錠できる書棚等に保管を徹底している。また、同情報を記録・管理しているシステム等については、各職員のICカード及びパスワードによる認証が必要となっており、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	